

# 宮崎最低賃金総合相談支援センター

## 開設のご案内 <宮崎県社会保険労務士会>

事業主のみなさまへ

相談無料

「口蹄疫」、「新燃岳噴火」及び東日本大震災の被害（悪影響）を受けられた皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、宮崎県社会保険労務士会では、厚生労働省から委託を受けて中小企業相談支援事業に係る『最低賃金総合相談支援センター』を開設しました。この事業では、最低賃金の引上げに向けた経営改善等に意欲のある中小企業に対し、労働条件管理（生産性向上等の経営改善を含む）に関する①相談業務、②専門家派遣業務、③セミナー開催業務を行い、更に、①の相談業務では、一般的な労働諸問題（助成金関係を含む）に関するご相談もお受けいたします。

当センターの積極的なご利用と「業務改善助成金」等の活用をお薦めします。  
（ご相談に当っては、当会で選任した専門の社会保険労務士が対応します）

### 相談内容

賃金制度

労働時間制度

労働安全衛生管理

労働諸問題

業務改善助成金  
ほか各種助成金

【相談形式】 電話または対面相談

【相談時間】 月曜～金曜日（祝・祭日等を除く）13時～17時

電話番号：0985-60-3876（総合労働相談所兼用）

※ 開所時間は午前9時から午後5時とし、相談予約及び問合せ等については、当会の事務局職員が対応します。

対面相談及び訪問による専門家派遣業務をご希望の方は事前に、ご予約をお願いします。〔0985-20-8160でも可〕

〔個々の労働者等からの労働諸問題に関する相談は、従来から開設している総合労働相談所（予約制で、対面相談に限る）で行います（電話番号は当センターと共用です）〕

【開設期間】平成23年8月1日から平成24年3月31日まで

…… 社労士会の所在地案内は裏面にございます ……

# 中小企業相談支援事業(最低賃金総合相談支援センター) の趣旨・目的

平成 22 年 6 月 3 日第 4 回雇用戦略対話での政労使合意により 2020 年度までの「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 1,000 円を目指すこと」とし、中小企業に対する支援等について「円滑な目標達成を支援するため最も影響を受ける中小企業に対する支援」を講じることを検討すべきとされ、さらに同年 12 月 15 日第 6 回雇用戦略対話での政労使合意により「最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援を行う」とされたところであります。

この、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを行うためには、生産性向上等の経営改善を通じて賃金支払能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制の見直しを図ることが課題となるため、この課題に取り組む中小企業への支援策として実施されるものです。

## 業務改善助成金のご案内

(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)

中小企業事業主の皆さまの賃金改善  
の取組を助成金で支援します

### 支給の要件

- ・ 事業場内で最も低い時間給を 4 年以内に 800 円以上とする計画を作り、1 年目に 40 円以上引き上げること
- ・ 賃金引上げに資する設備・機器の導入や就業規則の改正など業務改善を行い費用を支払うこと

### 支給額

上記業務改善の経費の 2 分の 1  
(下限 5 万円～上限 100 万円)

### 問い合わせ 申請先

宮崎労働局労働基準部賃金室  
TEL 0985-38-8836  
〒880-0805 宮崎市橘通東 3 丁目 1-22  
宮崎合同庁舎 2F

## 宮崎最低賃金総合相談支援センター



### 宮崎県社会保険労務士会

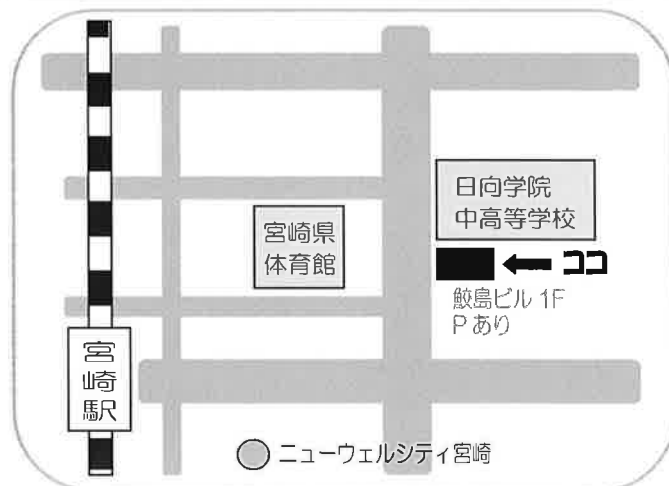
〒880-0878

宮崎市大和町 83-2 鮫島ビル 1F

TEL 0985-20-8160

FAX 0985-60-3870

<http://www.sr-miyazaki.jp>



**追記** : 当会では、労働者と事業主との間に生じる労働諸問題の相談を行う総合労働相談所及び裁判外労働紛争解決手続きの利用の促進に関する法律に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続きにより解決(和解の仲介)する為の「社労士会労働紛争解決センター宮崎」を設置しております。併せてご利用ください。